

高齢者虐待防止のための指針

1. 目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、高齢者本人の権利、利益を擁護することを目的とする。

2. 用語の定義

2.1 養護者

高齢者を現に養護するものであって職員以外の者をいう。

3. 高齢者虐待の定義

3.1 養護者および職員による高齢者（65歳以上）への以下に掲げる行為をいう。（行為が意図的であるか否かは問わない。明確に判断できない場合も有害な行為があれば該当する）

- (1) 身体的虐待：暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為、または与える恐れのある行為。外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：介護や生活の世話をを行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的に苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。
- (5) 経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を利用し、財産上の利益を得ること。本人の希望する金銭の利用を理由なく制限すること。本人の財産を不当に処分すること。

3.2 緊急やむを得ない場合でない身体拘束は高齢者虐待に該当する。

4. 高浜豊田病院内の組織について

4.1 高浜豊田病院は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再来を確実に防止することを目的に、委員会を設置する。

4.1.1 委員会を設置し年2回以上定期的に開催する。

5. 職員研修について

5.1 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるように職員研修を開催する。実施した研修についての**教育訓練報告書**を記載し保管する。

5.1.1 新任職員への研修実施：採用後3か月以内

5.1.2 継続研修：年1回以上

5.2 事例発生時等は、必要な教育・研修を実施する。

5.3 虐待防止に関する外部研修等への参加により研修参加とみなすことができる。

5.4 事業所は、職員に対して積極的な研修参加を促す。

6. 職員による虐待が発生した場合の対応について

6.1 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、事業所所長へ速やかに報告する。

高齢者虐待防止のための指針

- 6.2 職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
 - 6.2.1 虐待の事実が確認された場合は、「高齢者虐待の取り扱い要領書」に則り対応する。
 - 6.2.2 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努め、市町村の行う事実確認に協力する。
7. 虐待等が発生した場合（疑いを含む）の相談・報告体制について
 - 7.1 事業所は本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を置き、次の通り対応する。事業所内における高齢者虐待防止の担当者は、事業所所長とする。
 - 7.2 利用者、利用者家族、職員等により虐待の報告を受けた場合は、本指針に従って対応する。
 - 7.3 事業所は虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。
 - 7.3.1 虐待等が発生した場合（疑いを含む）には、速やかに所轄の地域包括支援センターに通報し、市町村等が行う事実確認に協力する。
 - 7.3.2 緊急性が高い事例の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
8. 成年後見制度等の利用支援について
 - 8.1 事業所は、利用者及びその家族に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会等の相談窓口適切につなげるよう支援に努める。
9. その他虐待防止の推進のために必要な事項について
 - 9.1 虐待等に対する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、内容を事業所所長に報告する。
 - 9.1.1 事業所所長へ報告後、事業所全体で情報を共有する。
 - 9.1.2 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
 - 9.2 事業所は、虐待防止に関する情報収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
 - 9.3 事業所は、虐待が発生した場合に早期に発見できるように以下の取り組みを実施する。
 - 9.3.1 利用者の様子をモニタリング等において日頃から観察し、変化を迅速に察知できるように努める。
 - 9.3.2 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市町村等に通報を行う。
 - 9.3.3 事業所は、虐待を発見した者が解雇等、その他不当な扱いを受けることがないよう発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - 9.3.4 虐待が疑われる事例が発生した場合は、速やかに事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報するが、その際は経過等を記録に残す。
 - 9.3.5 本指針の定めない事項については、委員会にて協議する。
10. 指針の公開
 - 10.1 本指針は求めに応じいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付け、ホームページにて公開する。